

HOUSELAND YOKOSUKA

ベース契約の流れ [オーナー様編]

01
STEP

お問い合わせ・ご相談

ご自宅、お手持ちの物件をベース契約で貸したいとお考えの場合、まずは弊社にお問い合わせ、ご相談下さい。ベース契約に関するご質問にお答えし、管理委託契約のサービス内容などもさらに詳しくご説明致します。

02
STEP

物件の調査

弊社の担当がお伺いし、物件を確認・調査させていただき、希望賃料の仮設定や、賃貸に向けての準備に関するアドバイス等させていただきます。

03
STEP

米軍査定課へ査定依頼

ベース契約を始めるに当たって、米軍査定課の査定官による査定を受けなければいけません。
(その後3年ごとに査定が必要になります) 弊社で査定申込書を作成し依頼します。
事前にオーナー様から査定に必要な書類を提出して頂きます。尚、査定前までに家具、荷物を運び出し、クリーニングをかけ、貸出できる状態にさせていただきます。

04
STEP

査定

査定官が弊社担当者立ち合いの上、物件の査定を行います。査定後、賃料が決定頂きます。
また、査定官より指摘された修繕箇所がある場合は、修繕しなければ、賃貸を開始できません。
オーナー様にご報告、ご相談の上、同意を頂いた上で速やかに補する旨を確約書に明記し提出します。

05
STEP

入居者募集

査定の前でも内見可能な状態であれば、随時ご案内を開始できます。弊社ホームページ、店頭広告、その他あらゆるネットワークで入居者を募集し、内見へご案内していきます。

06
STEP

入居者申し込み・決定

お客様が入居を希望する場合、「民間住宅申込書」に記入し、お客様に米軍側へ提出して頂きます。
その後、入居者側の必要書類が揃ったところで、米軍住宅課より、スタートペーパーワーク (SPW) のアポイントの連絡が入り、その日に正式に契約日、入居日が決定します。入居希望のお客様が SPW のアポイントを組むまでには個人差もありますが、日数が長くなる場合があります。

07
STEP

契約の締結・入居

基地内住宅課にて契約を行います。契約後の入居には弊社担当者が立ち合い、入居者と一緒に入居チェックを行います。